

# 事務所衛生基準のあり方の検討について

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

# 事務所衛生基準規則の概要

(昭和47年労働省令第43号)

## 事務所則の適用範囲(第1条)

- ・ 建築基準法第2条第1号に掲げる建築物又はその一部で、
- ・ 事務作業(カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器を使用して行う作業を含む。)に従事する労働者が主として使用するもの

### <事務室の環境管理>

気積:労働者1人当たり10m<sup>3</sup>以上(第2条)

室内空気の環境基準:一酸化炭素50ppm以下等  
(第3条第2項)

温度:10℃以下のとき暖房等の措置、冷房実施のとき外気温より著しく低くない(第4条)

空調設備:浮遊粉じん、二酸化炭素、ホルムアルデヒド、  
室温湿度等の基準、設備の調整(第5条)

測定等:二酸化炭素、温度湿度の測定など(第7-9条)

採光・照明:(第10条)

- ・ 精密な作業300ルクス以上
- ・ 普通の作業150ルクス以上
- ・ 粗な作業70ルクス以上

### <休養>

休憩設備:休憩の設備を設けるよう努める(第19条)

仮眠設備:睡眠を与える必要のあるとき、睡眠又は仮眠の設備を男女区別して設ける(第20条)

休養室等:50人以上又は女性30人以上で休養室又は休養所を男女区別して設ける(第21条)

いす:持続的立業で座ることのできる機会があるときには、いすを備付ける(第22条)

### <清潔>

給水:水質が水道法第4条に規定する水質基準に適合  
(第13条)

排水設備:汚水の漏出防止のための補修及びそうじ(第14条)

清掃等:6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に大掃除  
(第15条)

便所:(第17条)

- ・ 男性用と女性用に分けること。
- ・ 男性用大便所は60人以内ごとに1個とすること。
- ・ 男性用小便所は30人以内ごとに1個とすること。
- ・ 女性用便所は20人以内ごとに1個とすること。
- ・ 便池は、汚物が土中に侵入しない構造とすること。
- ・ 手洗い設備は、流出する清浄な水を十分に供給すること。

洗面設備:(第18条)

- ・ 洗面設備を設けること。
- ・ 被服汚染の作業は更衣室を設けること。
- ・ 被服湿潤の作業は乾燥設備を設けること。

### <救急用具>

救急用具:負傷者の手当に必要な用具、材料の備え付け等  
(第23条)

# 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針について

(平成4年労働省告示第59号)

## 1. 作業環境

(空気環境、温熱条件、視環境、音環境、作業空間等)

不快と感じることがないように、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理すること。

## 2. 作業方法

(不良姿勢作業、重筋作業、高温作業等、緊張作業等、機械操作等)

心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善すること。

## 3. 疲労回復支援施設

(休憩室、シャワー室等の洗身施設、相談室等、環境整備)

疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備すること。

## 4. 職場生活支援施設

(洗面所・更衣室等、食堂等、給湯設備、談話室等)

洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態にしておくこと。

# 事務所衛生基準の見直しについて

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(抄)

H30.6.28参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1～42 (略)

43、事務所その他の作業場における労働者の休養、清潔保持等のため事業者が講ずるべき必要な措置について、働き方改革の実現には、職場環境の改善を図ることも重要であるとの観点を踏まえ、労働者のニーズを把握しつつ、関係省令等の必要な見直しを検討すること。

44～ (略)

右決議する。

# 事務所衛生基準に関する状況

## 1 関係法令の整備状況

- 昭和22年 労働安全衛生規則制定（労働基準法に基づく労働省令）
- 昭和46年 事務所衛生基準規則制定（事務所に関する衛生基準を規定）
- 昭和47年 労働安全衛生法制定に伴い、同法に基づく労働省令へ
- 平成4年 労働安全衛生法改正（快適な職場環境の形成、指針の制定）
- 平成16年 事務所衛生基準規則改正（空気環境基準の設定、作業環境測定の頻度の緩和等）

## 2 事務所衛生基準に関連する最近の状況

### (1) 女性活躍の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和60年）  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年）

### (2) 高齢労働者にも働きやすい環境の整備

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正（平成25年）  
人生100年時代構想会議（平成30年とりまとめ）

### (3) 障害のある労働者への配慮

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年）  
障害者の権利に関する条約（平成20年発効）

### (4) 作業環境の変化等

事務用機器を用いた作業の普及、設備の改善、働き方の多様化

# 事務所衛生基準に関する実態調査（令和元年度）

- **事務所の衛生基準に関する事業場実態調査**

（事務所作業に係る労働衛生管理及び快適な職場環境整備に関する検討会報告書）  
事務所作業における働きやすい環境という観点から、事務所に関する清潔、休養などの実態を調査し、労働衛生環境に関する基礎資料を取りまとめ。

- **事業所における空気質実測結果報告**

（令和元年度労働者健康安全機構行政要請研究）  
中央監視式空気調和設備を有する10事業所に対して、オフィス空間における温度、相対湿度、二酸化炭素、一酸化炭素濃度の定点測定を実施した。

- **事業所における労働者の休養、清潔保持等に関する調査（速報版）**

（令和元年度労働政策研究・研修機構調査）  
事業所における休養や清潔保持のための設備の現状や労働者の満足度等に関し、WEBモニターアンケート調査を実施。